

第8章 謝金

第93条 (目的)

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の諸事業にて支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第94条 (謝金対象者)

本協会の役員、専門委員会委員、限定プロジェクトチームメンバーおよび職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第95条 (謝金の種類)

謝金の種類は別表1のとおりとする。

第96条 (謝金の額)

謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

- 2 専務理事は、必要に応じて、前項の謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の謝金の単価を増額することができる。

第97条 (領収書の収受)

謝金を支払った場合には、本協会は謝金の支払先から所定の領収書を収受しなければならない。
なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

第98条 (所得税の源泉徴収及び納税)

謝金の支払いに際して、本協会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

第99条 (交通費及び宿泊費等の支給)

第94条に定める謝金対象者には、第96条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等を本協会事務局規程第3章旅費にもとづき支給する。

第93条 (改廃)

この規程改廃は、理事会の議決によるものとする。但し、制度変更による語句の変更など、軽微な変更については、専務理事の判断で行うことができる。

附 則

この規程は2020年3月28日制定、2020年4月1日から施行する。

- 2 この規程は2021年3月6日一部改訂、2021年3月6日から施行する。
- 3 この規程は2023年3月18日一部改訂、2022年4月1日から施行する。
- 4 この規程は2024年3月16日一部改訂、2024年4月1日から施行する。
- 5 この規程は2026年3月14日一部改訂、2026年3月14日から施行する。

別表1 謝金支給基準表

労務の内容	支給対象者	単位	上限単位 (税込み)	備考
会議出席	会議出席者	回	10,000 円	
	会議出席者 (専門職)	回	30,000 円	弁護士、医師、公認会計士、 学識経験者など
原稿執筆	原稿作成者	400 字 原稿	2,000 円	
翻訳	翻訳者	A4 サイズ 1 枚	5,000 円	基本は 1,600 字 和訳・外国語訳共通 1,200 字以下 3,750 円 800 字以下 2,500 円 400 字以下 1,250 円
講師謝金	講演者	1 時間 未満	20,000 円	
		1 時間 以上	30,000 円	
強化部活動謝金	強化本部コーチ・ 医師・栄養士等	日	4,000 円	海外遠征時等において実務活 動がなく、移動のみとなる場 合は日当が支給される。 JOC コーチ及び本協会より報 酬を受けている者には支給し ない。
	臨時コーチ・ スポンサーパートナー	日	10,000 円	
		半日	5,000 円	
大会医療業務	看護師	日	10,000 円	
一般労務提供	労務提供者	日	8,000 円	
		時間	1,000 円	
専門知識に基づく 労務提供	専門知識を有する者	日	12,000 円	
		時間	1,500 円	